

# 福井県報

第 158 号  
令和 3 年  
8月17日(火)  
火曜日発行

## 告示

### 目次

- 土地改良区の定款変更の認可(三三四・農村振興課)……………一
  - 土地改良事業の計画変更の認可(三三五・同)……………一
  - 土地改良事業に係る換地計画の適当の決定および関係書類の縦覧(三三六・同)……………一
  - 国土調査の成果の認証(三三七・同)……………一
  - 道路の区域の変更(三三八・三三九・道路保全課)……………一
  - 道路の供用の開始(三四〇・同)……………一
- ## 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(税務課)……………二
  - 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(産業政策課)……………五
  - 大規模小売店舗立地法の規定による意見(二件・同)……………五
  - 土地改良区の役員の退任(二件・福井農林総合事務所)……………七
  - 土地改良区の役員の就任(同)……………七
  - 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………八
  - 土地改良区の役員の就任(丹南農林総合事務所)……………八
  - 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………八
  - 土地改良区の役員の就任(同)……………八
  - 建設業法の規定に基づく建設業者への建設業の許可の取消し(土木管理課)……………八
  - 公共測量の終了(同)……………九
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(教育総合研究所)……………九
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(警察本部交通指導課)……………一

## 告 示

福井県告示第334号  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
井場土地改良区	令和3年8月16日

### 福井県告示第335号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、令和3年8月16日付けで井場土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)の計画変更を認可したので、同条第11項の規定により告示する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

### 福井県告示第336号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、池田町管土地改良事業池田の杜地区(月ヶ瀬工区)の換地計画を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年8月17日から令和3年9月14日まで
- 3 縦覧に供する場所  
池田町町土整備課

### 福井県告示第337号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

- 1 調査を行った者の名称  
おおい町
- 2 調査を行った期間  
平成29年12月から令和2年3月まで
- 3 調査を行った地域  
おおい町(大字名田庄堂本の一部)
- 4 成果の名称  
おおい町(大字名田庄堂本の一部)の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日  
令和3年8月17日

#### 福井県告示第338号

一般国道162号の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和3年8月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般国道	162号	新	三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎5番1地先から 三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎3番1地先まで	10.0 ～	434.9
		旧	三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎5番1地先から 三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎3番1地先まで	9.4 ～	434.9 31.6

#### 福井県告示第339号

主要地方道松ヶ谷宝慶寺大野線の下記区間において、迂回路の切り直しに伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和3年8月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
主要地方道	松ヶ谷宝慶寺大野線	新	今立郡池田町小畑59字白栗平19番から 今立郡池田町小畑59字白栗平22番2まで	6.0 ～	132.7
		旧	今立郡池田町小畑59字白栗平19番から 今立郡池田町小畑59字白栗平22番2まで	6.1 ～	163.5 9.1

#### 福井県告示第340号

主要地方道松ヶ谷宝慶寺大野線の下記区間において、迂回路の切り直しに伴い、道路の使用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和3年8月17日から20日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	松ヶ谷宝慶寺大野線	今立郡池田町小畑59字白栗平19番から 今立郡池田町小畑59字白栗平22番2まで	令和3年8月17日

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする業務の名称  
福井県税務システム等運用保守業務
- (2) 業務の様態等  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和6年9月30日（月）まで  
この期間に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削減があった場合は、この契約を解除する。
- (4) 履行期間  
令和3年10月1日（金）から令和6年9月30日（月）まで
- (5) 履行場所  
福井県総務部税務課および福井県庁5階電子計算機室
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
  - (5) 福井県税務システムが利用している株式会社エヌ・ティ・エヌ・データのパートナー「BizVocal」について、当該パートナーの使用許諾を受けていること。
  - (6) 福井県税務システム障害発生時から1時間以内に業務従事者が福井県庁に駆けつけ、障害復旧に着手することができる体制が整備されていること。
  - (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
    - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

- る暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施  
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。  
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
  - 4 入札説明書等の交付および「福井県税務システム運用マニュアル」の閲覧  
    - (1) 入札説明書等の交付、「福井県税務システム運用マニュアル」の閲覧場所およびこの入札に関する問合せ先  

〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県総務部税務課税務管理グループ  
電話 0776-20-0256
    - (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。ただし、「福井県税務システム運用マニュアル」は文書のみでの閲覧とする。
    - (3) 「福井県税務システム運用マニュアル」は、下記の日時・場所にて閲覧することができる。

ア 日時	令和3年8月17日（火） 9時から令和3年9月28日（火） 16時まで
イ 場所	福井県総務部税務課税務管理グループ
    - ウ 閲覧したい場合は、閲覧希望日前日までに(1)の問合せ先に連絡すること。
  - 5 資格の確認に関する事項  
この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定める様式）に必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けな

ければならない。

- (1) 申請書等の提出期間  
令和3年8月17日(火) 9時から令和3年9月8日(水) 16時まで
- (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者  
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者  
提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。  
なお、提出先は4(1)と同様とする。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

- (1) 入札書の提出方法  
5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間  
令和3年9月27日(月) 9時から令和3年9月28日(火) 16時まで

(3) 開札日時  
令和3年9月29日(水) 11時

(4) 開札場所  
福井県総務部税務課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（月額）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課税務管理グループ

電話 0776-20-0256

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金  
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効  
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、知事が行う審査を申請する時期と場所  
ア 申請の受付時期

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。  
掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253  
(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required  
Operation and Maintenance the Tax System of Fukui 1 set.

(2) Date, time of bidding  
11:00 A.M. 29st September 2021

(3) Period of contract  
30th September 2024

(4) The place for delivery and contact for notice  
Tax division, Department of general affairs, Fukui prefectural government, 3-17-1,  
Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.  
Tel 0776-20-0256

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者とその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地  
クサリのアオキ今宿店

福井県越前市今宿町2字1番1 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クサリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クサリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年3月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1. 378㎡

6 駐車場の収容台数 53台

7 駐輪場の収容台数 13台

8 荷さばき施設の面積 40㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

6. 852㎡

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 翌午前0時

11 乗客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出のあった日

令和3年7月21日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県越前市府中一丁目13-7

越前市産業環境部産業政策課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

17 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鯖江市および地元住民から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドラッグコスモス丸山店

福井県鯖江市丸山町四丁目801番 外1筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福井市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

3 聴取した意見の概要

## (1) 鯖江市

## 【農地】

- ・ 近隣に点在している農地（畑）の営農に支障を与えないこと。

## 【土木工事】

- ・ 雨水流出抑制に御協力ください。

## 【騒音】

- ・ 周辺の住環境には十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
- ・ 建設作業において、騒音規制法（昭和43年法律第98号）および振動規制法（昭和51年法律第64号）の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。

## 【廃棄物】

- ・ 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行い、ごみの減量化および再資源化に可能な限り努めること。

## (2) 地元住民

資料内「11夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合」については、その騒音の発生源ごとに騒音レベルの最大値の予測の結果およびその算出根拠」で始まるページにおいて、地点bにおける騒音が基準値を大きく超える結果が示されており、尚、住宅のある地点Bにおいては、同じ条件に基づき検証結果が提示されておりませんが、地点bと同じ条件にて検証を行なったならば、各種騒音発生源からの距離や、荷さばき施設への車河経路を考えると、地点bと同等かそれ以上の騒音が観測される可能性が否定できないものと思料致します。また地点Bの近くに予定されている荷さばき施設で発生する作業時の衝撃音については、騒音発生源に含まれているのか資料からは読み取れません。従い、これら不明な点を明らかにして頂いた上で、特に地点Bにおける騒音が十分に低いことを示す検証結果の提示を早急にお願ひするものです。

## 4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課
- (2) 福井県鯖江市西山町13-1  
鯖江市産業環境部商観光課

## 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により敦賀市か

ら意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

## 1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称) MEGAドン・キホーテUNY敦賀店

福井県敦賀市中央町一丁目5番5号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 関口 憲司

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

## 3 聴取した意見の概要

## (1) 敦賀市

- ・ 駐車場利用可能時間帯が一部変更となる箇所があるため、変更事項について福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成16年福井県条例第18号）第21条の規定に基づき、敦賀警察署長より、防犯上の意見を求めること。
- ・ 令和3年2月に貴社と合意解約した「災害時における生活物資の供給協力等に関する協定」について、新店舗においても可能な範囲で御協力いただきたく、協定締結に向けた協議を進めさせていただきたい。
- ・ 令和3年5月に指定を取り消した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4に基づき「指定緊急避難場所」について、新店舗においても可能な範囲で御協力いただきたく、再度の指定に向けた協議に応じていただきたい。
- ・ 子どもたちの溜まり場とならないよう留意していただくとともに、愛護センター等の補導巡視に協力をお願いしたい。
- ・ 児童生徒の深夜徘徊や万引き等の犯罪を事前に防ぐことができるよう、店内の防犯対策や警備の強化をお願いしたい。
- ・ 敦賀市校長会や敦賀市小中学校生徒指導部会と、「防犯対策の検討」「犯罪等発生時の対応についての協議」等を実施し、協力して児童生徒を守る体制づくりをお願いしたい。
- ・ もし、犯罪行為等が発生した場合は、すみやかに警察へ通報願いたい。
- ・ 車両、荷捌き、運搬作業等による騒音の発生防止に努めること。
- ・ 搬入、搬出車両等のエンジン停止に努め、騒音および排気ガスの軽減に努めること。
- ・ 事業所から発生する事業系一般廃棄物を自ら運搬する場合は、敦賀市清掃センターへ直接持ち込むこと（ただし、事業系向け処理手数料の支払いが必要）。
- ・ また、他者へ収集運搬を委託する場合は、敦賀市の一般廃棄物収集運搬許可業者と直接契約すること。

- ・ なお、町内会で管理するごみ集積所（ごみステーション）に搬出することはできないため注意すること。
  - ・ 屋外広告物を新規設置する場合、もしくは既存で設置している屋外広告物を変更改造する場合は、福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号）および同条例規則（昭和39年福井県規則第54号）に定める設置基準を遵守すること。また、設置前には、許可申請を行い、許可後に設置を行うこと。
  - ・ 当該地は、教賀市景観計画区域内の市街地エリアに位置しており、外観変更にあつては、景観づくり基準およびエリア別上乘せ基準の項目に適合するように努めること。
  - ・ 当該建築物は延床面積50.0㎡以上であることから、外観変更の規模が見付面積（1面における垂直投影面積）の2分の1を超える修繕、模様替え、色彩の変更となる場合、教賀市景観計画区域における届出対象行為に該当するため、届出を行うこと。
  - ・ 建築物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明を設置する場合には、教賀市景観計画区域における景観づくり基準の項目に適合するように努めること。また、教賀市景観計画区域における届出対象行為に該当するため、届出を行うこと。
  - ・ 当該地の一部（用途地域：準工業地域）は、教賀市特別用途地区建築条例（平成19年教賀市条例第25号）により、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定し、大規模集客施設の建築を制限している。当該建築物は、大規模集客施設に該当するが、条例施行前から立地しているため、既存建築物に対する制限緩和の対象となる。今後、増改築行為を行う場合は、同条例第5条に規定する範囲内での行為に制限されることに留意すること。
  - ・ 出入口の位置変更など、市の管理する道路構造物を変更する場合は、事前に協議のうえ、各種手続きを行うこと。
  - ・ 変更前の出入口3の位置にある乗入用の歩車ゾックについて、出入口を封鎖するのであれば、その箇所から乗入れすることがないよう歩車ゾックの形状の変更をお願いしたい。
- 4 聴取した意見の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課
  - (2) 福井県教賀市中央町二丁目1番1号  
教賀市産業経済部商工貿易振興課
  - (3) 福井県教賀市中央町一丁目7番42号 教賀合同庁舎内  
福井県会計局会計課二州会計室
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間

公告の日から1月間  
縦覧できる時間帯

(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

未更毛川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が平成30年12月11日に役員を退任した旨の届出があつたので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治  
役員名 氏 名 住 所  
監 事 田中 一宏 福井市細坂町28-23

未更毛川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年8月4日に役員を退任した旨の届出があつたので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治  
役員名 氏 名 住 所  
理 事 内田嘉兵衛 福井市本堂町70-17

〃	横山 忍	〃	本堂町8-7
〃	堂下 暁	〃	6-8
〃	佐々木英治	〃	43-8
〃	伊原 金松	〃	67-48
〃	加畑 政美	〃	59-34
〃	加畑市兵衛	〃	68-11
〃	細川善右エ門	〃	更毛町8-15
〃	稲葉 重和	〃	8-21
〃	牧野 忍	〃	羽坂町26-1
〃	森阪 敏夫	〃	34-19
〃	内田 治和	〃	細坂町25-27
〃	田中 哲夫	〃	25-40-1
監 事	池田 敏雄	〃	本堂町67-6
〃	牧野 保彦	〃	羽坂町34-36-1

未更毛川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年8月5日に役員に就任した旨の届出があつたので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏	横山 忍	住 所	福井市本堂町8-7
理 事	伊原 金松	〃	〃 67-48
〃	池田 敏雄	〃	〃 67-6
〃	加畑 政美	〃	〃 59-34
〃	細川善右エ門	〃	〃 更毛町8-15
〃	稲葉 重和	〃	〃 8-21
〃	牧野 忍	〃	〃 羽坂町26-1
〃	高川 高	〃	〃 25-23
〃	内田 治和	〃	〃 細坂町25-27
〃	田中 哲夫	〃	〃 25-40-1
〃	佐々木英治	〃	〃 本堂町43-8
監 事	西出彦右エ門	〃	〃 更毛町11-22
〃	石橋 直巳	〃	〃 本堂町44-9

四ヶ浦小樽土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年6月19日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏	増田 義一	住 所	越前町小樽43-7
監 事	増田 義一	住 所	越前町小樽43-7

四ヶ浦小樽土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年7月20日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏	浜野 武	住 所	越前町小樽5-11-2
監 事	浜野 武	住 所	越前町小樽5-11-2

美浜山上土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏	石丸三津夫	住 所	美浜町山上67-41
理 事	角森 隆夫	〃	〃 佐田56-22
〃	石丸 好通	〃	〃 山上49-1
〃	橋詰 歳繼	〃	〃 50-19
〃	田辺 昭一	〃	〃 66-14
〃	中道 健三	〃	〃 佐田49-20
〃	辻原 照夫	〃	〃 50-28
〃	岡部 哲章	〃	〃 69-13
〃	清水 忍	〃	〃 坂尻14-5
監 事	辻井 雅之	〃	〃 佐田50-37
〃	石丸 晴夫	〃	〃 山上50-10

美浜山上土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏	石丸三津夫	住 所	美浜町山上67-41
理 事	角森 隆夫	〃	〃 佐田56-22
〃	石丸 好通	〃	〃 山上49-1
〃	石丸 祥司	〃	〃 48-9
〃	和田 達二	〃	〃 63-16
〃	中道 健三	〃	〃 佐田49-20
〃	辻原 照夫	〃	〃 50-28
〃	岡部 哲章	〃	〃 69-13
〃	清水 忍	〃	〃 坂尻14-5
監 事	石丸 晴夫	〃	〃 山上50-10
〃	由利 博	〃	〃 佐田78-11

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

処分をした年月日	処分を受けた者の営業所の所在地および代表者の氏名	処分を受けた者の許可番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和3年8月17日	村田電気設備有限公司 福井県三方上中郡若狭町能登野第57号20番地の1 代表取締役 村田 優	福井県知事許可 (般-28) 第8094号	建設業許可の取消し	村田電気設備有限公司の代表取締役は、公契約関係競売等妨害罪および贈賄罪により、令和3年5月26日に富山地方裁判所から懲役2年（執行猶予3年）の判決を受け、令和3年6月10日にその刑が確定した。 このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年7月28日に永平寺町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
永平寺町
- 2 作業の種類  
公共測量（共用地図データ作成）
- 3 作業の期間  
令和3年1月8日から令和3年3月17日まで
- 4 作業の地域  
永平寺町の一部

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月17日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）および役務の名称・数量  
福井県教育総合研究所ネットワークシステム更新および保守業務委託 一式
  - (2) 調達物品の仕様等  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
  - (3) 契約期間  
令和3年10月5日から令和8年12月31日まで

- (4) 機器等納入期限  
令和3年12月28日(火) 17時
- (5) 保守委託期間  
令和4年1月1日から令和8年12月31日まで(長期継続契約)
- (6) 納入場所  
福井県坂井市春江町江留上緑8-1  
福井県教育総合研究所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
この入札に参加できる者は、特定調達(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。
- (6) この入札業務と同種のサービス提供を行った実績を有する者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施  
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。  
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付  
(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先  
〒919-0461  
福井県坂井市春江町江留上緑8-1  
福井県教育総合研究所 管理室  
電話 0776-58-2150
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
- 5 資格の確認に関する事項  
この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては入札説明書別紙様式3)に入札説明書7に示す業務確認書類等を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書の提出期間  
令和3年8月17日(火) 15時から令和3年8月27日(金) 17時まで
- (2) 申請書の提出方法  
ア 電子入札により入札に参加しようとする者  
電子入札システムを使用して送信する。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。  
申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。
- イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法  
提出先

4(1)と同様とする。

#### 提出方法

入札書は、入札の日時に入札場所に直接持参または郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）して提出すること。

#### 6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

##### (1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

##### (2) 入札書の提出期間

令和3年9月27日(月) 8時30分から17時まで  
令和3年9月28日(火) 8時30分から16時まで

##### (3) 開札日時

令和3年9月29日(水) 11時

##### (4) 開札場所

福井県坂井市春江町江留上緑8-1

福井県教育総合研究所

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書には入札説明書11に記載する内訳書を添付すること。

#### 8 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に関する契約の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者とする。

#### 9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

##### (2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

##### (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

##### (4) 契約書作成の要否

要

#### (5) 暴力団員による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

#### (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期および場所

##### ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

#### 10 Summary

(1) The nature and quantity of the service to be required

A Complete set of client server computing architecture and maintenance 1 set

(2) Date, time of bidding

11:00 am., September 29, 2021

(3) Deadline for delivery

5:00 p.m., December 28, 2021

(4) Period of contract

January 1, 2022 to December 31, 2026

(5) Place for delivery and contact for notice

Fukui Prefectural Institute for Educational Research, 8-1 Midori, Edomekami,  
Harue-cho, Sakai city, Fukui prefecture, 919-0461, Japan

Tel 0776-58-2150

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月17日

## 福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定職務の名称および数量  
福井県放置駐車管理システム機器の賃貸借および保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県警察本部交通部企画課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年7月29日
- 4 落札者の名称および住所  
NECキャピタルソリューション株式会社福井支店  
福井市順化1丁目2番1号
- 5 落札金額  
120,918,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年6月15日

令和三年八月十七日発

行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県